



2022年7月25日

各 位

会 社 名 株式会社シイエヌエス
代表者名 代表取締役社長 関根 政英
(コード番号: 4076 東証グロース)
問合せ先 取締役 管理本部長 小野間 治彦
(TEL 03 - 5791 - 1001)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年8月26日開催予定の当社第37回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2022年8月26日開催予定の当社第37回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - (ア) 変更後定款第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - (イ) 変更後定款第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - (ウ) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(変更前定款第18条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - (エ) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする規定の新設等を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更及び字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年8月26日(金)

定款変更の効力発生日 2022年8月26日(金)

※上記1.(2)の株主総会資料の電子提供制度の導入に伴う定款変更は、効力発生日等に関する附則の定めに基づき効力を生じるものとします。

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>【機関】</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (条文省略)</p> <p>【自己の株式の取得】</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p> <p>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】</p> <p>第18条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>【機関】</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>【取締役の員数】</p> <p>第 19 条 当社の取締役は、7 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>【取締役の選任】</p> <p>第 20 条 (新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. (条文省略)</p> <p>【取締役の任期】</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. 補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>【電子提供措置等】</p> <p>第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権行使基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>【取締役の員数】</p> <p>第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7 名以内とする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</p> <p>【取締役の選任】</p> <p>第 19 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. 当社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 40px;">3. (現行どおり)</p> <p>【取締役の任期】</p> <p>第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>【代表取締役および役付取締役】 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (条文省略) 【取締役会の招集通知】 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>【代表取締役および役付取締役】 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条 (現行どおり) 【取締役会の招集通知】 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>【重要な業務執行の決定の委任】 第24条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【取締役会の決議方法】 第25条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>【取締役会の議事録】 第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または<u>電子的記録をもって作成する。</u></p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>【取締役の報酬等】 第28条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>【監査役員の員数】 第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>【監査役を選任】 第31条 当社の監査役は、株主総会において、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>【取締役会の決議方法】 第25条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>【取締役会の議事録】 第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより、<u>書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>【取締役の報酬等】 第28条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>【監査役の任期】 <u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削 除)
<p>【常勤の監査役】 <u>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削 除)
<p>【監査役会の招集通知】 <u>第34条 監査役会の招集通知は各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p>【監査役会の決議方法】 <u>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>【監査役会の議事録】 <u>第36条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子的記録をもって作成する。</u></p>	(削 除)
<p>【監査役会規程】 <u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>【監査役の報酬等】</u> 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p><u>【監査役の実任免除】</u> 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、予め定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</p> <p style="text-align: right;">(新 設) (新 設) (新 設) (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p><u>【常勤の監査等委員】</u> 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>【監査等委員会の招集通知】</u> 第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>【監査等委員会の決議方法】</u> 第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人 第40条～第41条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算 第42条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>【剰余金の配当の基準日】 第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>【中間配当】 第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>第45条 (条文省略)</p>	<p>【監査等委員会の議事録】 第33条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより、書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>【監査等委員会規程】 第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人 第35条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算 第37条 (現行どおり)</p> <p>【剰余金の配当等の決定機関】 第38条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>【剰余金の配当の基準日】 第39条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。 3. 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p>

